

八代市議会臨時会

● **会期** 1月27日(月)～1月31日(金) [5日間]

● **提出予定議案** 2件

(内訳)

条例議案 1件

旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定について

事件議案 1件

専決処分の報告及びその承認について(令和6年度八代市一般会計補正予算(第13号))

低所得世帯に対する物価高騰重点支援給付金支給経費 6億7千万円

● **議案以外の諸報告** 1件

1. 請求に係る条例案の概要

- | | |
|----------|--|
| ①制定の目的 | 旧八代市厚生会館について、解体するのか、利活用するのかについて住民の意思を確認すること。 |
| ②投票の選択肢 | <ul style="list-style-type: none">・旧八代市厚生会館を保全して利活用することに賛成する。・旧八代市厚生会館を解体することに賛成する。 |
| ③投票の期日 | 条例の施行日から起算して60日を経過する日までの間において市長が定める日 |
| ④投票資格者 | 投票日において満18歳以上の日本国籍を有する者であり、告示日の前日において、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記載されているもの |
| ⑤投票結果の尊重 | 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 |
| ⑥施行期日 | 公布の日 |

2. 市長意見書の概要

- 旧八代市厚生会館は、文化的側面や建築物としての価値など、高い評価をいただいていた一方で、老朽化に伴う維持管理費の増大や舞台設備等の使いづらさに加え、駐車場の不足、興行面での採算性の低さなど、多くの課題を抱え、休館前の利用者数は、最盛期の2割以下にまで落ち込んでいた。
- 本市においては、旧八代市厚生会館の存続を排除することなく、これらの課題を解決する方策について、民間提案の募集を含めた様々な検討を積み重ねた結果、苦渋の決断として施設の閉館及び機能移転の方向性を決定し、市議会に対し旧八代市厚生会館廃止の提案を行った。
- 市議会においても、市長としての私の意見や市民の皆様方のご意見を踏まえ、長年にわたる議論と慎重な審議を経て令和5年6月定例会において旧八代市厚生会館廃止を議決されたものであり、私としてはこのご判断を重く受け止めている。
- 現在、本市では施設の跡地において市民の皆様の賑わいと憩いの場となるような空間を整備し、文化・芸術イベントの開催などを官民連携して実施するという機能移転の方向性に沿って、「旧八代市厚生会館跡地利活用基本構想」の策定を進めているところである。
- 旧八代市厚生会館の廃止に至るまでの経緯や跡地利活用に関する現在の取組状況を踏まえ、また、住民投票の実施により市民の間に対立や混乱が生じることは絶対に避けるべきであるとの思いから、本住民投票条例の制定に反対の意見を付した上で、市議会にご判断を求めることとする。